

第36回政策評価審議会（第38回政策評価制度部会と合同）

1 日 時 令和6年3月15日（金）10時00分から11時20分

2 場 所 合同庁舎第2号館第1特別会議室（Web会議併用）

3 出席者

（委員）

岡素之会長、森田朗会長代理、伊藤由希子委員、岩崎尚子委員、亀井善太郎委員、
前葉泰幸委員、横田響子委員、大橋弘臨時委員、田邊國昭臨時委員

（総務省）

堀江総務審議官、菅原行政評価局長、原嶋大臣官房審議官、阿向大臣官房審議官、
渡邊総務課長、渡邊企画課長・政策評価課長、夏目政策評価課企画官、
方評価監視官、谷道評価監視官

4 議 題

- 1 政策評価に関する取組について
- 2 最近の行政評価局の動向について

5 資 料

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 資料1-1 | 効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン（案） |
| 資料1-2 | 規制の政策評価の実施に関するガイドラインの改正について |
| 資料2-1-1 | 令和6年度行政評価等プログラム【概要】（案） |
| 資料2-1-2 | 令和6年度行政評価等プログラム【本文】（案） |
| 資料2-2 | 最近実施した行政運営改善調査の結果について |
| 参考資料1 | 規制の政策評価の実施に関するガイドライン |
| 参考資料2 | 規制の事前評価書様式 |
| 参考資料3 | 規制の事前評価書様式（注釈・例示あり） |

6 議 事 録

(岡会長) おはようございます。それでは、第36回政策評価審議会と第38回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、伊藤委員、前葉委員、大橋臨時委員には、テレビ会議システムにより御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

議事に入ります。最初の議題は、政策評価に関する取組についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(渡邊企画課長・政策評価課長) おはようございます。企画課長・政策評価課長の渡邊です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず1点目の、効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインについて御説明をさせていただきます。資料1-1をお願いいたします。

まずは、若干おさらいになりますが、前回12月の政策評価審議会において、このガイドラインの第1部、第2部について御議論いただきました。

7ページを御覧いただきますと、全体の構成をここでお示しさせていただいておりますが、3部で構成されておりまして、第1部では、今年度から見直しに取り組んでおります各府省の政策評価書の実例を基に、工夫しているポイントなどを整理しております。それから、第2部では、実際の行政事業レビューシートを基に10個のアクティビティに分けて、目標や指標の設定のポイントを整理しております。ここまで、前回の政策評価審議会で御議論いただきました。

今回、主に御議論いただきたい第3部を追加しておりますが、第2部で整理をした目標や指標を前提として、それらに影響を与える様々な要因がある中で、政策の効果を把握して前向きな改善につなげていくため、これも実例をベースに、実務で活用可能な効果分析の例を紹介するというので、実際に御覧いただければと思いますが、93ページ以降が第3部になっております。

効果分析については、あらゆる政策について行うことを求めているわけではなく、97ページに、どのような場合に活用していただきたいかということをお示ししております。例えば1点目のように、うまくいっている地域とそうでない地域とばらつきがある際にその要因を分析したり、それから、2つ目にあるように、何々大綱や何々計画のようなもので何か施策を定めている場合に、その次の見直し、次期の改定の議論に向けて、設定した指標がこの数値となっている要因を知りたいと、そういったときに活用いただければと考えております。

98ページ以降に第3部の構成についてお示しをしておりますが、ここで材料にいたしましたのは、各府省の政策について、総務省が一緒になって政策の効果検証を行ってきた実証的共同研究という取組や、それから、今年度から内外の論文を収集して、一部については専門家の解説講義を行って各府省にも提供するという取組を開始しておりますが、こういった取組を材料に、2つ目のポツにありますように、第2部で整理したアクティビティの整理に沿って、どのような効果分析手法を適用して、どのような示唆が得られたかといったポイントを整理しております。

99ページ、100ページに、効果分析までの流れや留意点を整理しております。いずれにしても、分析をする前に、第2部で整理したロジックモデルの作成が前提になること、ロジカルな整理をし、指標を設定した上で効果の分析という段階になることなどを、注意点としてお示ししております。

104ページに、今回整理している実例、どのような効果分析手法を用いて分析したかという実例をお示ししておりますが、先ほど申し上げましたように、第2部で整理したアクティビティの分類を基に整理しております。ただ、第2部で整理した10個のアクティビティ全てに対応した事例をそろえられているわけではなく、広報・普及啓発、研修・人材育成、窓口・相談と、その他という、そういう形で整理をさせていただいております。

次のページ以降、具体的な実例の説明に入ります。一つ一つの説明は省略をさせていただきますが、105ページを例にしますと、ここでは広報・普及啓発について効果分析のイメージをお示ししております。第2部で整理したロジックの流れを示しながら、右側のほうで、実績値を追う手法と効果分析の手法でどのような違いがあるのかという点を示して整理をした上で、次のページ以降で、先ほど申し上げた実証的共同研究や論文の例を掲載しております。

例えば109ページでは、これは、右上に実証的共同研究というタグをつけており、一番最近に実施した実証的共同研究の例をここにお示ししておりますが。上から3つ目の丸にありますように、手法としてクラスターRCTやアンケート調査といった手法を活用しているということと、それから、その下に、どのような結果が得られたかといったことをお示し、次のページ以降では、分析をするに当たって行った工夫や、この事例から得られた知見といったものを、左側に整理するような形でお示しして、実際に実務にどのように生かされたか、実務上どのような点を苦労して工夫したかといった点をお示ししております。

それぞれの事例をベースに整理をすることで、できるだけ各府省の皆さんに、自分たちが

普段行っている事業の身近なところから入っていただければと考えており、いわゆる教科書的な効果分析の手法の解説のようなものは、127ページ以降に参考資料として付けさせていただきます。

このガイドラインについては、各府省の政策評価書の今後の作成の取組や、それから、第2部のアクティビティも各府省と議論しながら追加をしていければと考えておりますし、この第3部も実証的共同研究などの実例の追加を踏まえて、令和6年度以降も、政策評価審議会の先生方の御知見も借りながら、内容を充実させていきたいと考えております。

今日、第3部を追加としてお示しさせていただいておりますが、前回、御欠席であった委員の先生もいらっしゃいますので、全体も含めて、また御意見を頂戴できればと思っております。

このガイドラインの説明につきましては、以上です。よろしくお願いいたします。

(夏目企画官) 続きまして、規制の政策評価について御報告させていただきます。昨年12月の政策評価審議会において御説明させていただきました規制評価のガイドラインの改正についてです。

昨年の秋以降、全府省の政策評価担当部局と対面で意見交換を重ねつつ、規制評価ワーキング・グループのメンバーであります森田先生、田邊先生、岸本先生の御協力を得ながら改正案を取りまとめました。本年度内に発出予定であり、今後、OECDにも本件取組状況を説明予定としております。

改正作業に当たりましては、一昨年の政策評価審議会答申や昨年の政策評価基本方針改正で、政策評価を立案過程から切り離された作業とはしない、評価関連作業から得られた情報を意思決定過程に活用するなどとされたことを基本理念としまして、見直しの検討を行いました。今後、各府省にとっては新たな取組が生じる面もあるため、不満が出ることも想定していたのですが、これら基本理念の下での取組であり、各府省の政策・企画立案や規制導入に対する社会的コンセンサスの醸成のためにも有意義であることを説明させていただきましたところ、一切の不満意見は提出されず、むしろ、作業目的、内容が明確になったので、「今後は、意味のあるデータを積極的に整理して、効果と費用を比較考量できるように示していきたい」などの前向きな意見が多数寄せられました。

それでは、改正の概要について、資料1-2で御説明させていただきます。参考資料としましては、ガイドライン本体、評価書様式、評価書の記載要領の3点となります。

まず、昨年12月の政策評価審議会のおさらいとなりますが、背景・現状としまして、規制

の政策評価に関しては、これまでの運用実態から、規制導入による効果・費用の定量化が進んでいない、規制導入に際しての利害関係者等との調整状況が説明されていないなどの課題が明らかとなりました。前者につきましては、規制評価の場合は、何をどこまで効果として設定すべきか分からない、そのような状況の中で効果の推計値を示すことはむしろミスリードを招くといった理由から、効果と費用、両方ともに定量化を放棄しているような実態も多く見られました。後者につきましては、利害関係者等が意見表明するための機会確保に関するルールがなく、結果としてOECDランキングが最下位となっている状況が見られました。

ガイドライン改正の検討に際しては、規制の導入は特定個々の規制対象者に権利制限・義務賦課を強いることになるため、「規制導入による課題の解消・予防の程度」と「規制対象者が負うことになる負担の程度」とを公正・客観的なデータ等で比較考量できる状態で示した上で、社会的コンセンサスの醸成を図っていくことが重要であるとの考えをベースに、事前評価と事後評価の在り方を全面的、抜本的に見直しました。

ガイドライン改正の主な改正ポイントとしましては、4つございます。

1つ目のポイントは、事前評価と事後評価の役割、位置付けの明確化です。まず、事前評価では、どのような課題が発生していて規制が必要となっているのか、規制が課題の解消・予防に向けてどのように有効に機能するのか、ほかの手段より緩やかな規制手段や規制以外の手段もある中で、なぜ当該規制手段の採択が妥当なのかを明らかにします。その上で、規制対象者の範囲、負担程度はどうかの見込みか、規制対象者との調整状況、主な論点はどのようなものなのかを明らかにします。一方で事後評価では、課題の解消・予防や規制対象者の範囲、負担程度は当初の見込みと比べてどのようになっているのか、パブコメなどの事前評価時に各方面から指摘された事項へはどのように対応しているのかを記載して、規制をこのまま継続すべきか否かを明らかにします。

2つ目のポイントは、規制による効果・費用の定量化の推進です。これが進まなければ、公正・客観的な比較考量も進みません。このため、規制評価における効果とは、課題の解消・予防であることを明確に定義した上で、仮に事前評価の段階では推計値で効果・費用を示し難い場合は、実績値が把握できた事後評価の段階でどのような指標を定量化していくかの工程を事前評価書に記載しつつ、事後評価書でその結果を記載することとします。

3つ目のポイントは、社会的コンセンサス醸成の「見える化」です。利害関係者からの意見聴取などを原則とした上で、主な論点や今後も引き続き検討を要すべき論点を、事前評価

書に記載することとします。

4つ目のポイントは、総務省による各府省の取組の支援です。各府省だけでは、何をどこまで数値化すれば定量化したとみなされるのか分からない部分などもあるので、総務省が伴走的に定量化に向けた取組をサポートします。また今後は、毎年度一定の時期に評価書作成のための実務研修を開催して、定量化や社会的コンセンサス醸成の重要性についても、繰り返し説明していきたいと考えております。

以上、簡単ですが、私からの御説明は以上です。

(岡会長) ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して、御質問、御意見を伺いたいと思います。御質問、御意見のある方はどうぞ、お願いいたします。

伊藤委員、どうぞ、お願いいたします。

(伊藤委員) 御説明ありがとうございました。第3部を中心に拝読いたしました。105ページから126ページに載っています事例集は、非常に具体的な事例で、現実の事例に基づくものなので非常に説得力があると同時に、私は現在、総合政策学部にいるのですが、この総合政策を学ぶ学生などの大学教育にも、非常に役立つ素材だと思っておりました。つまり、総合政策を学ぶ学生の中には、政策に関心はあるが、どこから何をどのように分析していいか分からないと戸惑っている学生も多いので、実際に行政の部局がこのような行政評価の取組をされているということは、教科書的ではないとおっしゃっていましたが、ある意味、とても良いガイドブックであり教科書になっているのではないかと考えております。

もちろん、これはこれで非常に重要な分析であるとして、多少、今後の発展系という点で2点コメントがございます。一つは、政策の束のようなものでの分析です。個別具体的に落とし込まないと、前後の比較や、政策固有の評価というのはなかなか評価できないという限界はありつつも、例えば、女性活躍なら事業は1つだけではないですし、子育てもそうですし、年金といった社会保障の大きな制度の改革もある中で、どちらかという評価できる領域だからこそ評価できているが、政策が大き過ぎると逆に評価できなくなってしまうという矛盾が生じてしまうのは良くないと思っています。是非小さな政策であっても、それを束にして大きな政策を評価していくような、今後も、これまでの政策評価を結びつけていくような取組がなされるといいかと思えます。

もう一つのコメントは、やはり政策評価の中に、部局としても重々御承知のとおり、費用対効果という考え方があるかと思えます。予算の制約が強まっている中で、できる限り限ら

れた予算の中で、それに見合う効果を出したいという思いが各府省にあると思うのですが、この政策評価を見ているだけだと、効果があったか、なかったかということに関しての学術的な分析は一定程度可能であったとしても、それに対してどれぐらいの費用をかけたのか、つまり、費用が大してかかっていなければ、これぐらいの効果でも、結構コスパはいいという話になりますし、効果が出たという話であったとしても、それに対して莫大な費用をかけていたのであれば、それはそれで政策として持続可能性はないという議論もあるかと思えます。

そういった中で、ここの評価の裏にある、予算としてどのようなものをどれだけかけてきたのか、手間はどれぐらいかかっているのかという点も、今後は効果的な政策立案につなげていっていただければと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。

ほかの委員の方どうぞ。どうぞ、亀井委員。

(亀井委員) 御説明ありがとうございました。まずは、政策評価のガイドラインについて、その後、規制のガイドラインについてコメントさせていただきたいと思います。

今、伊藤先生がおっしゃったとおり、とても良いガイドラインにできましたし、私も最初からずっと作成に関わってきて、いつもオンラインで見っていたのですが、今、現物で見たらこんなに分厚くなったのかと、正直驚きました。関係者の皆さんの御努力に、心から敬意を表したいと思います。

そういう中で、私は97ページが極めて重要だと思っております。というのは、このガイドライン作成の経緯というのは、もちろん実証的共同研究であるとか、一連のレビューシートの見直しに伴ってきたということもあって、ややもすると個別事業ごとのマイクロマネジメントに着眼する部分が多かったのではないかと考えております。ただ、一方で、霞が関全体を動かすという点で考えますと、やはり各府省、それから局、私は局が大切になってくると思いますが、あるいはそれぞれの課ごとに大括りの政策について立ち止まって考えるとき、今、伊藤先生から東というお話がありましたが、そのときに、この観点、あるいはこういう考え方、こういう手法をとったものがきちんと使われることが必要であります。

例えば、ここは政策評価審議会でありまして、行政評価局の審議会という形になっています。それぞれ局ごとに大体審議会というものは置かれていると思いますが、審議会を、例えば1、2年かけて実施する、3年かけて実施するというときに、では、この審議会でのよ

うなタマを持ち込むのか、あるいは、その審議会に出席されている有識者の皆さんに、審議する価値のあるものをどのように出したらよいのだというときに、このガイドラインを手にとってもらえるというフローができていくことが極めて重要でありまして、そういう意味では、局長以下みんなで集まって、さあこれからどうしようとみんなで腕を組んで考えたときに、「あ、こういうのがありますよ」と、「それなら、今度の審議会でこういうものを出そう」と、「それなら、もう少しきちんと分析してみたいから、例えば行政評価局に声をかけて実証的共同研究を一緒に取り組んでみよう」といったことを、遡って取り組んでもらえるような流れができていけばいいかと思います。

ややもすると、行政評価局がレビューシートの書き方教室を行っているという誤解が、霞が関全体に蔓延している感じもありまして、それなりに効果を上げているからそのような声も上がるのだと思いますが、そういった点も含めていくと、霞が関全体を特にハイレベルなところで動かしていくという点は、意識していただけたらいいのではないかと思います。これが、まず政策評価のガイドラインについてのコメントです。

次に、規制のガイドラインにつきましても、大変良い形でまとめていただいて、ありがとうございます。ここまでガイドラインが変わった今つくづく思うのですが、こういうガイドラインが変わっても、霞が関は簡単には変わりません。今も企画官から御説明がありましたし、研修を実施する、それから伴走型支援を実施する、これは大変重要なことだと思うのですが、今までの癖というものはなかなか変わらないものですから、これをしっかり意識して変えていくという点に、是非リソースを投入いただきたいと思っています。ただだとこれまでの慣性で動いていくというのは、霞が関によく見られることでありますので、これだけせっかく変えたのであれば、これはもう変わったのだと、今まで行ってきたことは違っていたのだというぐらいのことを、しっかりお伝えいただく必要があるのではないかと、そのためにもリソースを投入いただければと思います。是非よろしくお願いします。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

岩崎委員、どうぞ。

(岩崎委員) 岩崎です。前回、欠席しましたので、それも含めましてコメントさせていただければと思います。

効果的な政策立案と改善に向けた政策評価のガイドラインについて具体的に取りまとめ

されていて、各行政機関に創意工夫が求められつつも、非常に前向きな取組が見られると思っております。着実に、かつ格段に前進されたと、僭越ですが考えております。

最終的には、やはり政策立案者として、評価に基づいて政策の適正な見直しや改善につなげていくことが大切です。評価方法や手法・分析、これは第3部にも記載のとおりですが、アカデミアとの連携や、当初の、答申の前に議論されていたことも全て網羅されていますので、今後もアジャイルにアップデートされていくことが肝要かと思っています。

ただ、令和4年の答申にもありましたように、やはりデジタルの活用ということも大切です。一連の取組のフローの中で、例えばAIやDXなどをどのように活用していくのかということが、今後の業務の効率性、生産性向上にもつながってくるかと思えます。余談ですが、先日、主催した国際CIO学会の講演会において、内藤事務次官に御講演いただいた際に、AIについての言及がございました。リスクと同時に、利活用による効率化やサービスの高度化等の著しい進展も想定されるというお話がございました。やはり、AIによってどれだけ効率化できるか、それによって人が、やらなければならない仕事にどれだけ注力できるかという点が、今後の行政運営改善調査などで現場に出ていく際にも大きく期待できる、有意義な点になるかと思えます。それが、今後の高齢化や少子化・人口減少社会という資源制約の中で、いかにスピード感を持って政策評価につなげていくかという点にも寄与していくかと考えています。

最後に、規制の部分で少しお話がございました、今後の取組状況の発信についてですが、先ほどOECDに対しても説明を今後行っていくというお話がございました。最近少し懸念しておりますのが、やはり海外の国際機関等が公表しているデータ、各種デジタル政府関連調査の日本の評価結果が著しく低いという点です。私自身は全体評価で考えておりますので、すでに取り組みされていることや実装されていることが、適正に評価されるべきであると考えています。ただ、それが対外的に発信されなければ、向こうからも適正な評価ができない状況にあるかと思えます。規制評価にしても政策評価にしましても、日本国内だけではなくて国外、対外的に公開されていくことが、今後長い目で見ても、国際競争力の評価の点で大きく寄与できる点になってくるかと思っています。是非この点については戦略的に、かつ積極的に行っていただければと思っております。

以上です。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。

それでは、どうぞ、横田委員。

(横田委員) 横田です。ありがとうございます。

これまでほかの先生がおっしゃってこられたように、ガイドラインも規制評価についても、各府省にとっては非常に親切な情報提供、並びに研修の提供となっているかと思えます。

先日、内閣府の政策評価の懇談会に出席をいたしました。その際にも、まさにこのガイドラインの話が出てきておりまして、今月末に総務省から来るであろうものも非常に注目しておられました。またガイドラインに沿って取り組んでいきたいというお話がありました。会議の中では、大綱も含めて活用していきたいという話と、内閣府の場合は府省横断の政策が非常に多いものですから、そういった点をどのように扱っていくのかが、これからの議論の焦点になってくるだろうという話も出ています。是非その辺りも視野に入れていただきたいと思えます。

ほかの先生方のお話も含めて伺っていて、感じたことが2つあります。伊藤先生のお話に触発されてなのですが、予算と政策評価の関係性を見えるようにすることも重要なのですが、全く別で、この政策評価・分析にかかるコスト、つまり、担当者の方々がどれぐらい労力をかけていて、本当ならこれは外注したほうが楽なのではないかなど、そういった点もコミュニケーションを取られて情報収集される中で、是非まとめていっていただきたいと思ったのが1点です。

また、各府省との直接的なコミュニケーションを経て検証を行いながら、情報をガイドラインに反映していくことが重要だとは考えておりますが、やはり皆さん、お忙しい中、時間の融通を利かせることも難しい点もありますので、手法として、動画のアーカイブでの情報提供や、コミュニケーションというものも複層的に行っていただけるようにしていただければと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、森田委員、どうぞ。

(森田会長代理) 2、3年前からでしょうか、このガイドラインの作成に関わってきて、こういう形でガイドラインがまとまったというのは、私も大変うれしく思っておりますし、規制のガイドラインに関しましても、どこの府省からも何の異論もなかったということは、これは皆さんそういった気持ちで取り組んでくださるということで、大いに歓迎したいと思えます。

個別の意見につきまして、既にほかの委員の方がおっしゃったことにそれほど付け加えることはございませんが、様々な評価を見ておまして、また、今の世の中の動向を見ておまして感じますのは、やはり人口が減ってきたということもありますが、とにかく生産年齢人口、労働力が非常に減ってきていることです。どこに行っても何を聞いても、人材が足りないという話ばかり聞こえてきます。評価をする場合にも、今までの基準に従って、必ずしも成果を達成しなかったときに、必要な人材が集まらなかったという評価結果というか、記述もありますが、これは根本的に人がいないわけですから、人材を増やせという形で評価メッセージを出しても、余り効果がないのではないか。その意味で言いますと、抜本的に考え直すような、そうした意味での、前にも少し議論がありました。制度横断的な、横串的な課題についても、どのように議論をしていくかということを考えていく必要があるかと思っております。

余談になりますが、先日の賃金の引上げで、組合側の要求を上回るような回答が出たということは、そこまで人材不足が厳しいのかと、私は少々驚いたのですが、公務員制度も同じような問題があると思いますが、そうした横串的なことを実施するのと、それを解決するための方法として、岩崎委員もおっしゃいましたが、やはりDX、デジタルというものをどのように活用していくのか。今までの評価よりももう一步踏み込んだ評価になるのかもしれませんが、次の評価の在り方などにつきましては、そういう方向での検討もされてはいいかかと思えます。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、委員の方々から御意見がいろいろ出ましたが、この時点で事務局から何かコメントがあれば、お願いします。

(渡邊企画課長・政策評価課長) 様々な御意見、ありがとうございます。ガイドラインにつきましては、12月の政策評価審議会の後、資料として公表させていただいておまして、各府省からも評価する声をいただいておりますので、これをきちんと広げていければと思っております。その上で、幾つかのコメントについてお答えさせていただきます。

伊藤先生からも、それから亀井先生からも、政策を束で、パッケージでというお話がありました。これは、前回の政策評価審議会でも同じような指摘を頂きまして、今回ガイドラインをまとめるに当たり題材としたのは、行政事業レビューであったり、どちらかというところ個別のプロジェクトレベルのものが材料になっていますので、どうしてもそういった細分

化されたものに陥りがちな部分ではありますが、やはり政策評価の分野というのは、もともとそういうパッケージで、プログラムで評価をする点にあるかと思っておりますので、次のステップとしては、どのような形で政策を、事業を束ねたパッケージとして評価するかということかと思っております。前回もありましたが、規制や租特など、様々な手法もトータルで含めて、どのように評価をしていったらいいのかというのは、次のステップで考えていければと思っております。

それから、費用対効果的な話がございました。確かにレビューシートでは、当然、投入した予算と、それに対してどのような効果があったかを整理するような形になっているのですが、政策評価のほうは、統一的な様式をやめてしまったがために、逆にそこが少々見えにくくなっている部分があるかと、今回、御意見を頂戴して改めて思いましたので、その部分は、今後どのようにしていけばいいかを改めて考えていきたいと思っております。

また、デジタルの活用といったお話がございました。当然、我々としても評価作業を今までのような単なるペーパーワークではなくて、どのようにデジタル技術を活用して効果的なものにしていくかを考えていかなければならないと思っておりますし、今、デジタル行財政改革においてもデジタル技術を活用してEBPMを推進していくということで、いろいろデータを集めて、それを見える化して、政策の改善にどのようにつなげていくかといったことも進めておりますので、そういった動きとも連動しながら取り組んでいければと思っております。

分析のコストについては、先ほど横田先生からありましたが、確かにこれは、非常に手間暇というか、お金もかかりますし、我々が実証的共同研究の取組を進めていく上でも、やはりその点が課題になっておりますので、そういった部分も明らかにしながら、各府省全て、必ずしもできるものではありませんので、そういった面で、分析にかかる費用対効果といったものも明らかにしながら、取り組めるものはうまく各府省に取り組んでもらえるような形に持っていければと思っております。動画での提供についても、様々な場でガイドラインを活用してもらうことが必要だと思っておりますので、どのような形で各府省にうまく伝えられるかは、説明会など様々考えておりますが、動画の手法も含めて、やり方について、また効果的な手法を考えていければと思っております。

森田先生から御発言いただいた人材不足の関係も、政策評価もそうですし、後ほど説明いたします行政運営改善調査などの面でも、やはり各府省の施策のいろいろな問題点を分析するときに、人口減少を前提とした人材不足というのは、1つの視点としてはあり得るか

思っておりますので、その点は、政策評価だけではなくて、行政運営改善調査でも視点として常に頭に置きながら考えていければと思っております。

私からは以上です。

(夏目企画官) コメントをいただきまして、ありがとうございます。規制評価は、今回、ガイドラインを抜本的に見直すのですけれども、重要なのは、これからこれをいかに定着させていくかということだと思っております。そういう意味で、各府省の状況を点検と言うと少し語弊があるのですけれども、各府省に寄り添いながら、どのようなデータをどのように整理すれば、社会的コンセンサスの醸成が進むのか、規制対象者が納得してくれるのかという視点から、伴走的に作業を進めていきたいと考えております。また、研修につきましても、動画で随時見られるような形で配信していきたいと考えております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ただ今の議論も踏まえ、優先順位と時間軸を考えて、引き続きガイドラインの取りまとめ、規制の政策評価の見直しに取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、続きまして、議題2に移ります。議題2は、最近の行政評価局の動向についてです。

事務局からの説明をお願いいたします。

(渡邊企画課長・政策評価課長) それでは、まず、令和6年度の行政評価等プログラムについて御説明をさせていただきます。主に資料2-1-1の1枚の紙で御説明をさせていただきますと思っております。

この行政評価等プログラムですが、1つ目の丸にございますように、政府の自己改善機能を的確に発揮するため、本省と、それから管区行政評価局等の我々が持っております地方機関を通じて、行政評価局全体で認識を共有するとともに、各府省や地方公共団体など、我々が行う改善の取組は、そういった多くの関係機関に御理解、御協力をいただく必要がありますので、毎年度この時期に、翌年度の業務運営方針として定めているものです。

特に6年度は、2つ目の丸にございますように、昨年の政策評価の基本方針の改定を受けまして、政策効果の把握・分析機能の強化や、それから、意思決定過程での活用を目指して、各府省で今、試行的な取組を行っていただいておりますので、新たな挑戦や前向きな軌道修正の取組を定着させていく必要があると考えております。その上で、総務省としても、政策評価の制度官庁としての機能だけでなく、行政運営改善調査や行政相談といった機能を一

的に発揮して、各府省の政策立案・改善の取組を後押ししていきたいと考えております。

このような基本的な認識の下で6年度に取り組んでいく内容が、下段の部分になります。1つ目の丸が政策評価に関する取組になります。基本方針の改定から3年後をめどに、この政策評価審議会でもまた取組を総括していただければと考えておりますが、2年目となる令和6年度は、以下の取組に注力していきたいと考えております。

1つは、各府省が抱える課題やニーズを踏まえて、政策の効果を図るための指標設定や効果分析等の改善について、先ほどガイドラインの第2部でお示したような部分ですが、各府省の実務レベルの担当者と議論する場を設定したり、実証的共同研究や学术论文の収集などによって、知見を蓄積・提供してまいりたいと考えております。それらの知見や各府省からのフィードバックを、ガイドラインにも反映いたしまして、各府省への提供・研修の実施により、政策立案や改善の取組を後押ししてまいりたいと思っております。

それから、「また」以下が、行政運営改善調査、行政相談についての取組内容になります。まず、行政運営改善調査については、現地での実態把握に加えまして、政策評価などの取組で蓄積した効果の把握・分析に係る知見を活用するなど、調査手法を多様化してまいりたいと思っております。また、迅速な改善を促していくために、調査途上で各府省が政策を前向きに軌道修正した場合も高く評価する、出口の多様化と言っているかもしれませんが、そういったこともできたらいいと思っております。

加えて、調査の質の向上を図るために、自らも振り返り・評価を行って、調査業務の改善方策を検討していきたいと考えております。

さらに、下の3つが行政相談関係ですが、行政相談活動において、地方公共団体や郵便局等との連携を強化いたしまして、行政課題を能動的に把握して、そうした機関との連携を通じて迅速な解決につなげるとともに、制度や運営に起因するものについては、行政改善推進会議という、各府省にあっせんを行う有識者会議が別途ございますので、そういった有識者会議を通じたり、行政運営改善調査の機能を活用して改善を促進してまいりたいと思っております。

それから、1月に発生いたしました令和6年能登半島地震で、各種の相談窓口を整理したガイドブックを作って避難所などにお配りしたり、専用フリーダイヤルを設けたりして、被災された方の困り事を、関係機関とも連携して解決につなげるような活動を行いましたが、そうした取組を平時から共有することで、関係機関との連携を推進していきたいと思っております。

また、最後に書いておりますのが、これは国・地方のデジタル基盤の整備の一環として、普段から相談が多い社会保障関係や税、マイナンバーなどといったものについて、国・地方を通じた共通の相談チャットボットを我々で整備いたしまして、今月中にリリースすべく今準備をしておりますが、令和6年度は利用者の反応も踏まえまして、精度の向上や対象分野の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。詳細は、別添のプログラムの本体の案を御覧いただければと思いますが、今月中に大臣決定をいたしまして、公表する予定となっております。

以上です。

(谷道評価監視官)　　続きまして、最近公表いたしました行政評価局の行政運営改善調査の概要について、御説明申し上げます。環境担当の谷道と申します。よろしく願いいたします。

資料2-2-1を御覧ください。先月公表いたしました浄化槽行政に関する調査結果につきまして、概要を御報告申し上げます。

まず初めに、この調査の背景ですが、右上、浄化槽の絵を描いておりますが、浄化槽の汚水処理に関しまして、主に郊外や山間部などで重要な役割を果たしており、現在約753万基存在しております。絵のとおり浄化槽は2種類ございまして、トイレのみを処理する単独浄化槽と、もう一つ、風呂、台所、洗濯など、こういったものを全て処理する合併槽というのがございます。この単独槽につきましては、全753万基の約半分、357万基存在しておりますが、し尿の処理のみで、ほかは垂れ流しということで、水質汚濁や悪臭の原因となっております。平成13年以降は新設が禁止されておりました。

また、令和元年には浄化槽法が改正されまして、単独槽の中でも特に生活環境や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれがあるものを特定既存単独槽ということで、これは都道府県が判定し、世帯主など、そういった管理者に指導・監督を行う措置を進める制度が導入されており、これが調査のそもその前提でした。しかしながら、現在、この特定既存単独槽の判定が進んでおらず、制度が十分に活用されていない状況があったというのが背景です。具体的には、環境省の調査で、単独槽の中で漏水・破損などがある浄化槽が7,000基あるわけですが、特定既存単独槽の判定状況を見ますと3県1市のみで、270件しか判定されていないということで、この制度が十分活用されておりました。したがって、私どもは、この特定既存単独槽のスキームが適正に判定されるように、どうすれば判定されるのかという点を狙いとして調査を行いました。

この調査の結果について御説明する前に、浄化槽の維持管理について御説明させていただきます。資料1 ページの真ん中左側の部分ですが、この左側のオレンジ部分の中の四角の部分、浄化槽には維持管理として法定検査と清掃と保守点検というものがございます。法定検査とは、機器の状況や稼働状況、水質などを確認するもので、指定検査機関が行うものです。清掃については、浄化槽にたまった汚泥などを抜いたり機器の洗浄を行うものでして、保守点検とは、機器の調整や消毒液の補充などを行うものです。こういったものは民間事業者が行います。

今回我々は、資料の真ん中、中ほどに①から③のパターンをお分けしておりますが、この①から③のパターンごとに調査結果及び改善案を整理しました。

それでは、初めに、左下の調査結果の部分です。私どもが都道府県に、なぜ特定既存単独槽の判定を行わないのかという部分の背景を確認したところ、まず、例えば漏水状態が続く単独槽であっても、現在の判定の考え方、環境省の指針においては特定既存単独槽とは判定されていない、あるいは、基準が抽象的であるというお答えがありました。例えば「著しく低下している」など、そういった基準が抽象的であるために判定できないというお声がありましたので、判定の基準の考え方を見直したり、あるいは定量的にしっかり判定できるようにするよう勧告をしました。

例えば、浄化槽が壊れていて、そこから水が漏れている場合、地下水等に悪影響があったり、その浄化槽の周りが空洞化するおそれがありますが、現在の環境省の基準ではそれが判定されないというお話などもありました。こういったような現在の基準の考え方に対する我々の勧告を行いました。

続きまして、右上の模式図の①の部分ですが、これは、都道府県が特定既存単独槽の判定を行うことになっておりますが、都道府県にはこの判定を行うノウハウがなかなかないという声も聞かれました。これは、やはり浄化槽の判定は専門性が必要な部分ですが、都道府県の職員にそこまでのノウハウを持っている方がなかなかいない、あるいは、数年で職員が異動してしまうため、判定に関する知見がなかなか蓄積されないというお声が聞かれました。

一方で、この右側の真ん中の模式図を御覧いただきますと、この指定検査機関というのは専門性を有しており、この指定検査機関が法定検査を行うと、その結果は都道府県にレポートされるので、例えばこの報告の中で、この浄化槽は特定既存単独槽のおそれがあるという点の有無をマル・バツで書いてもらうようにして、その指定検査機関の結果を活用すれば、

特定既存単独槽の判定が進むだろうということです。こういったことを我々の勧告としてお伝えしました。

続きまして、模式図で言うところの②の状況です。こちらは、法定検査を受けていない浄化槽におきましても、清掃などを行わないと浄化槽を使えなくなりますので、清掃などを行っている浄化槽はございます。一方、こうした浄化槽につきましては、清掃業者や保守点検業者が、この浄化槽は危ないのではないかとこの浄化槽を発見できる状況にあります。こうした状況が都道府県に共有されていない状況であることが分かりました。一方で、浄化槽法には報告徴収制度がございますので、こうした情報を都道府県で把握する枠組みはあるものの、十分に活用されていないという調査結果でしたので、清掃業者や保守点検業者から情報を収集するような枠組みをきちんと機能させるよう勧告しました。

最後の③の部分ですが、維持管理が十分されていない浄化槽に対するアプローチです。こちらに関しまして、浄化槽法の下では、都道府県においては浄化槽台帳というものを整備することとなっております。都道府県は、いつ浄化槽を設置したかという設置届がありますので、どこに浄化槽があるのかは把握しているのですが、維持管理の情報まできちんと台帳に記録されているのかという点が不十分でありました。あるいは、情報は持っているが紙で積み上がっているだけであって、なかなかその情報が活用されていないという状況が、我々の調査によっても把握できました。

これは、浄化槽台帳の活用方法といたしましては、例えば維持管理を行っている浄化槽の報告がきちんと把握できれば、それを裏返すことによって維持管理ができていない浄化槽が特定できますので、そういった浄化槽の管理者に対してダイレクトメールを送ることなどで維持管理の督促を行うといったことが理想として考えられるわけですが、そういった取組がなされていないということでした。したがって、この浄化槽台帳の整備・活用、あるいはデジタル化を進めていくよう勧告しました。

以上が我々の調査結果と勧告内容であり、資料右下に書いておりますように、これによって特定既存単独槽の判定、あるいはその措置が進むことにより、合併槽への転換、生活環境の保全などが進む、あるいは維持管理の実施状況が向上することによって、こういった生活環境、公衆衛生の向上に結びついていくという点を効果として考えています。

我々の勧告を踏まえまして、早速、環境省におかれまして、この判定基準の見直しなども含めて検討会が立ち上がりまして、勧告も踏まえた検討がキックオフされました。

また、我々がこの浄化槽行政の調査を開始するに当たりまして、政策評価審議会の場で先

生方から御意見を頂きまして、例えば優良な事例の横展開が重要なのではないかと、あるいは、判定が進まない背景として、財政面や人員の問題があるのではないかとという御意見を頂きました。そういった御意見を踏まえまして、例えば、先ほど申しました指定検査機関の結果を都道府県に報告するときにレポートするというのは、進んでいる都道府県の例でして、そういったものを横展開するのが重要だろうということで、こういった勧告に結びつけました。

また、人員の面につきましても、この判定が進まない理由として、人員不足の問題があるのではないかとという点も踏まえて、都道府県に調査をしました。実際に都道府県からは、人員不足のためになかなか判定できないという声も頂きました。そういった点もしっかり報告書にまとめまして、公表しております。ただ、人手不足の問題以上に、現在の判定基準だとそもそも判定しない、あるいはノウハウがないといったような御意見を頂きましたので、このポンチ絵では、そういった多かった意見を中心にピックアップしておりますが、まさにこの政策評価審議会で頂きました御意見も踏まえながら調査を進めることができました。この場をお借りいたしまして、改めて御礼申し上げます。大変ありがとうございました。

浄化槽に関する調査につきましては、以上です。

(方評価監視官) 続きまして、厚生労働等担当監視官の方です。お手元の資料の2-2-2を御覧いただければと思います。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する調査の結果です。今回は、小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として、調査を実施しました。

まず、調査の背景ですが、近年、医療技術の進歩を背景に、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な、いわゆる医療的ケア児が増加しておりまして、表にございますように17年間で約2倍に増加している状況です。令和3年9月になりますが、医療的ケア児支援法が施行されまして、学校において、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう、看護師等の配置の措置等について規定がなされております。なお、今年の9月に法施行後3年を迎えまして、見直しの規定がございます。しかしながら、保護者が付添いを求められたため、離職あるいは休職をせざるを得なくなったといった事例が発生している状況となっております。

それでは、調査の結果と総務省の意見について御説明いたします。調査結果につきましては、御覧のとおり大きく分けて3つのレ点で整理をしております。それぞれにつきまして、資料中ほどの総務省の意見と併せて説明をいたします。

調査結果の最初のレ点ですが、こちらは小学校に就学するとき、就学時における医療的ケア実施体制の確保についてです。

①で、就学予定の医療的ケア児の把握が遅れた事例や、看護師等確保に向けた動き出しの遅れ等により、医療的ケア実施者を確保できていないという事例がございました。なお、一方で、医療的ケア児の情報を確実に把握し、就学に係る保護者の意向を早期に確認できるよう工夫を行っている教育委員会も確認できました。こちらは、具体的には資料3ページにもございますが、福祉部局等の関係部署との連携や独自の調査実施により、ケア児を把握する取組です。

この①につきまして、総務省の意見ですが、関係部署等と連携した医療的ケア児の早期把握、保護者等への早期のアプローチの促進が必要であると整理をいたしております。

次に、②ですが、こちらは教育委員会から出た意見をまとめたものです。看護師の確保が困難という理由ですが、給与水準の低さ、また勤務環境に対する不安、こちらは学校の現場におきまして、医師が常駐しない状況での勤務環境という意味ですが、こういったものに対する不安、また、小学校勤務というその働き方自体がまだ認知度が低いといった事情があるということです。

この②につきましては、総務省の意見といたしまして、看護師の確保が困難である要因を踏まえた支援方策の検討が必要であると整理をいたしております。

次に、調査結果2番目のレ点です。こちらは小学校における医療的ケアの実施、すなわち、現に実施している医療的ケアの実態を調査したものです。看護師の休暇時や校外学習時など、様々な場面で保護者の付添いが発生している事例が確認できました。一方で、付添いが生じないように、採用や配置の工夫を行っている教育委員会も確認できました。こちらは報告書に記載をしておりますが、具体的には、教育委員会において看護師を一括採用し、域内の小学校に巡回派遣する、また訪問看護ステーションと契約するなどの取組、また4週間に3日勤務の年休代替看護師を雇用し、学校勤務看護師の不在時に派遣すると、こういった取組です。

この調査結果2番目のレ点につきまして、総務省の意見ですが、医療的ケア実施者の配置、採用形態の工夫等による付添いの解消の取組の促進が必要であると整理いたしました。

最後に、調査結果3番目のレ点です。こちらは、在校時の災害発生への備えについてです。

①に、医療的ケアに必要な物品等の備蓄や、人工呼吸器用の非常用電源の確保が行われていない状況が見られました。こちらは資料5ページにもございますが、特に人工呼吸器を使

用している医療的ケア児が在籍している小学校が7つ確認できておりますが、停電に備えた非常用電源等を確保していない小学校が4校、確認できております。

次に、②です。学校での待機長期化時の対応の取決めが行われていない状況が見られました。具体的には、同じく資料5ページにあります。保護者自身の被災等によりすぐに医療的ケア児の引渡しができず、学校での待機が長期化した場合の対応を取り決めている小学校はないという状況でした。

調査結果3番目のレ点につきまして、総務省の意見ですが、必要な物品の備蓄・準備方法をあらかじめ取り決めておくなど、災害発生時にも医療的ケアが実施できる環境の整備が必要であると整理をいたしました。特に人工呼吸器を使用している医療的ケア児等が在籍している学校における停電時の対応や、学校での待機が長期化する場合や保護者等の来校が困難な場合を想定した対応について、保護者や主治医等と協議の上、取り決めておくよう求めることが重要であるという点を指摘しております。

最後になりますが、本調査により期待される効果としまして、保護者の付添いの解消や、災害発生時における的確な医療的ケアの実施により、個々の児童の心身の状況等に応じた教育機会の確保や、家族の離職・休職防止に資すると整理をしております。今回の調査が、医療の進歩によりせつかく助かった命をみんなで支えていくというムーブメントにつながるものが、重要ではないかと考えております。

説明は以上です。

(岡会長) ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する御質問、御意見がありましたらお願いします。

田邊臨時委員、どうぞ。

(田邊臨時委員) プログラムと、それから調査に関して、まとめてコメント申し上げたいと思います。

行政評価局の持っている、この調査の強みというのは、おそらく、1つは、現場で起きていることを府省の縦割りの目ではない形で見るという部分と、それから、2つ目には、単に評価といった管理の問題だけではなく、いわゆる相談という窓口対応も行っているということだと思います。つまり、困り事があつたら、それを適切に拾っていける体制を持っているという点が、この調査の強みなのだろうと思います。調査ですから、特に新しい制度が導入されて、ないしは新しい方向のようなものが打ち出されて、その直後に何が起きているのか、そこで一体本当に狙ったとおりのことが起きているのか否かという点を、非常に早い

段階でチェックして見つけて、それを分析するというのが強みなのではないかと考えております。

具体的な仕事としては、現場が、霞が関が考えたほど動いていないということと、それから2つ目は、現場においてお困り事があり課題があるが、逆にそれを霞が関が拾っていないという、この2つをつなぐところに、ある種、この行政評価局の調査の役割があるような気がしております。それを考えますと、今回の浄化槽の問題と、それから医療的ケア児の支援に関する問題というのは、制度を入れて数年ですから、その部分で適切に課題を把握して、適切な方向に導くという役割を果たしたとっております。

特にこの医療的ケア児の問題というのは、学校の問題かということ、別に学校だけではありません。医療的ケア児ですから、当然のように主治医はおりますし、それから医療の関係者もおります。しかしそれは、医療の世界と、それから学校という教育の世界を別々に見ただけでは分からないわけであり、それを複眼的に見て、何が足りないのか、医療の現場でこっちが足りない、学校の現場でこれが足りないという点を把握する作業が非常に重要であり、上手に行っていたかと思っております。

特に、医療、介護、それから、今後住宅というのも入ってくるのかもしれませんが、地域包括ケアのような考え方になって、観念としては先行したのですが、実際はどのように連携を図るかということなので、複数の関係者が地域でどのように連携を作って、セーフティネットを作り上げていくのかという課題があります。この医療的ケア児の支援に関しては、医療的ケア児というのは、地域包括ケアの中核ではないとは思いますが、そこに潜在する問題群というものを捉えていく端緒として、非常に良い例であったかと考えております。

以上、意見を申し上げました。

(岡会長) ありがとうございます。

前葉委員、どうぞ。

(前葉委員) 岡会長、ありがとうございます。では、お話しさせていただきます。

医療的ケア児、ありがとうございます。丁寧な調査をしていただきました。この分野は、しっかり寄り添っていくということと、それから、連携をしていくということ、そして、情報を共有していくということが非常に大切であります。1つ、方評価監視官に伺いたかったのは、お金の話について、特にここの調査結果に出ていないのですが、例えば看護師を雇ったり特別な機械を入れたりというのは、全部お金がかかるわけですね。こういう特別なことを実施するときに、特別な財政措置がスムーズになされているかどうかというのは関心

事項で、それが無いがゆえに対応するのが遅れるということが、現場ではありがちです。調査された教育委員会からそのあたりの声が出ていたのかどうか、お尋ねをさせていただきたいと思いました。よろしくお願いします。

(岡会長) ありがとうございます。今の前葉委員の質問に対して、回答をお願いします。

(方評価監視官) 御指摘ありがとうございます。

お答え申し上げます。国におきまして、地方公共団体等が医療的ケアを行う看護師を学校に配置するために要する経費の一部につきまして補助する制度があり、補助率3分の1となっております。前葉委員から今頂きましたような、学校現場から、特にこの補助率を上げてほしいという声は、聞かれたわけではございません。これは、当然ながら調査対象が32の教育委員会ですので、全ての教育委員会がそのような意見であるという自信はございませんが、今回の調査では聞き取れなかったということです。

以上です。

(前葉委員) タイムリーに、かつ必要な措置に対して必要な財源が特別に措置されるということはとても重要だと思いますし、そこがないと、なかなか特定の子供に対して適切な対応がし切れないということは現場でよくある話ですので、そのあたり、厚生労働省におかれてしっかりと対応していただくようにお願いします。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

方評価監視官、どうぞ。

(方評価監視官) 御意見を賜りましてありがとうございます。

看護人材不足については厚生労働省において議論がなされているものと承知しておりますが、文部科学省においても、今後、小学校における医療的ケア実施者の確保・配置について、現場実態を把握し適切に措置を講じていくと承知しておりますので、総務省としてもフォローアップしていきたいと考えております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかの委員の方でいかがでしょう。伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員) 御説明ありがとうございました。それぞれの調査について1点ずつ、質問申し上げたいと思います。

まず、浄化槽ですが、私もこれだけ単独層が多いということ存じ上げず、こんなにし尿

以外のものは垂れ流しになっているのだという事実には、驚愕いたしました。

そこで、コメントというか質問なのですが、5ページの調査結果の3番目のところに、「清掃業者・保守点検業者にとっては、浄化槽に係る情報（顧客情報）を社外に提供することに抵抗感」というのがありますが、これは都道府県が本来管理して公表すべき情報なので、清掃業者が何を迷っているのかということがよく分からないのと、そもそも顧客が都道府県であるならば、むしろこれは、いわゆる民間企業ではなくて、都道府県の持っている公共的な財産の管理ということになるので、これを積極的に、もし法などの規制によってこれが公開できないのであれば、それを変えるべきではないかと思ひまして、このあたりの法的な位置付けがどのようになっているのかということを確認したいと思ひました。

それから、医療的ケア児が2万人いらっしゃるということですが、特に、特別支援学級に通わないお子さんが普通の学校に通いたいというときに、非常に困難を伴うということで、問題になっているケースだと認識しております。

先ほどのコメントでもありましたとおり、医療的なことは医者が行う。教育のことは学校が行う。それで、全てをいろいろコーディネートしなくてはいけないのが保護者で、それが非常に負担だという点が非常に問題だと思いますし、さらに、障害福祉の方にとっても、支援が地方公共団体の部分と、それから認定などで都道府県が関わってくる部分と、本当に様々な行政制度のはざまになって、なかなか適切にケアが受けられない。介護保険も、年齢的に40歳未満なので使えないということもあって、こういった方をどうすればいいのかという問題設定は非常に重要なものだと思います。既に発生している、行政の間で連絡が取れず情報が共有できていないなどといった問題が解決できていないのは、子ども・子育てというふうに言っている政策が何か情けなく聞こえるほど、非常に大きな問題だと思っておりますので、是非この問題を様々な場で発信していただきたいと思いますし、特に行政が個々の情報を把握することでできることというのが非常に多いと思っておりますので、是非そういった方法で、この結果を政策の具体的な改善にアプローチしていただければと思います。

以上です。

(岡会長) 伊藤委員、ありがとうございました。

それでは、浄化槽の質問に対して回答をお願いします。

(谷道評価監視官) ありがとうございます。御質問の点ですが、まず、浄化槽というのは基本的に、例えば各世帯にございまして、その各世帯にある浄化槽を民間の事業者が清掃

するという枠組みです。したがって、例えばそのときに民間の清掃業者が何か見つけた情報を都道府県に報告するというのは、その世帯の方に無断で報告していいのかという点で、民間事業者に少々抵抗がありました。

一方、法律上、浄化槽法に基づく情報収集というのはオーケーですので、そこは法的には問題ございません。また、事業者によっては、そういう根拠があって求められれば提供しますというお声もありました。

そのほかに、我々が34の地方公共団体を調べましたところ、4つの地方公共団体では、事業者による報告でそういう情報は集めているのだが、ただ、この特定既存単独槽の判定に使っていないということでしたので、そこはもっとワークできるだろうという点を勧告しました。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかの委員の方、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、田邊臨時委員のご意見も含めて、コメントをお願いします。

(方評価監視官) 答えいたします。まず、連携が必要であるという点はごもっともです。連携は、保護者、学校、それから福祉の部局や、あるいは医療、これは主治医、あるいは学校医も含んだ形になります。こういった関係者一同が関連する組織として、都道府県に、医療的ケア児支援センターが設立されております。文部科学省の立場はどうであれ、学校における医療的ケアの問題である限り、『医療的ケア児支援センター』等と様々な連携をすることは当然視野に入れてほしいと考えており、報告書においても、教育委員会のみならず福祉や医療等関係部局・関係者と連携して取り組むことが必要である旨を記載しております。医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関等との連絡調整を担う医療的ケア児支援センターが各都道府県に設置されたことを踏まえ、今後センターを通じてどのような連携が図られるかも含め、注視してまいりたいと考えております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

渡邊課長、何かコメントありますか。

(渡邊企画課長・政策評価課長) 先ほど田邊先生から頂いたコメントで、行政評価局の強みについて御指摘いただきました。先ほど出ていました人材不足などといった点も含め、デジタルの話もそうですが、特に各府省が企画した制度が地方公共団体などの現場で動い

ていない、つまり、制度が狙ったとおりの形で動いていないというのは結構見られる事例です。ですので、そういったものを我々の現地機関を通じてきちんと把握して、縦割りを超えて改善につなげていければと思っております。ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、令和6年度行政評価等プログラム及び最近実施した行政運営改善調査の結果について御報告いただきましたが、行政評価局におかれましては、本日の審議内容も踏まえて、引き続き各府省の政策立案・改善の取組を後押ししていただくよう、積極的に取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

本日の議題は終了いたしました。

何か事務局から連絡はございますか。菅原行政評価局長、どうぞ。

(菅原行政評価局長) 行政評価局長の菅原です。

まず、テレビ会議システムがうまくいかないことがあり、運営に不手際がございまして御不便をおかけしたこと、申し訳ございませんでした。

委員の皆様には、本日幅広い観点から様々な御示唆をいただきまして、ありがとうございました。また、議題1の2つのガイドラインの策定・改定に当たりましては、政策効果の把握・分析に関するワーキング・グループ、規制評価ワーキング・グループの先生方に御指導をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

本日の資料の説明にもありましたが、令和6年度の行政評価等プログラムで、来年度の行政評価局の業務運営方針をお示しいたしております。政策評価の制度官庁としての機能だけでなく、行政運営改善調査、行政相談の機能を有機的に連携して、各府省の政策立案の改善・取組を後押ししてまいりたいと考えております。

本日御議論いただいた効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン、これはまだ、言わばバージョン1.0だと思っております。今後も施策の把握・分析手法の知見を蓄積いたしまして、また本日頂いた御意見も踏まえまして、ガイドラインを段階的に充実させていきたいと考えております。

また、行政運営改善調査につきましても、令和3年に政策評価審議会から、役に立つ評価、しなやかな評価、納得できる評価といったことにつきまして御提言を頂いております。例えば本日御説明した浄化槽行政に関する調査では、勧告後速やかに環境省で見直しのための検討会を設置することになっておりまして、担当府省のニーズに合った調査になっていたのではないかと考えております。今後とも、調査手法の多様化、あるいは、情報提供等で改

善するのであれば、勧告にとらわれない迅速な改善の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、行政相談につきましては、1月に発生した能登半島地震におきまして、被災した地方公共団体、避難所に積極的に出向きまして、そこでお聞きした困り事を関係機関につなぐといった活動や、相談所において罹災証明書の申請や自動車の廃車の手続といった行政手続が行える活動を展開しております。また、国・地方共通相談チャットボットの整備を進めるなど、これまで行政評価局では実施したことがないような新しい取組にもチャレンジをいたしております。いろいろ試行錯誤しながら進めておりますが、政策評価審議会委員の皆様には、行政評価局業務につきまして引き続き御指導、御支援を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

(岡会長) ありがとうございました。

以上をもちまして、第36回政策評価審議会と第38回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。委員の皆様にはお忙しい中御参加いただき、ありがとうございました。

(以上)